

Q 現在、個人事業で商売をしているものです。確定申告時期に法人にすべきかいつも迷っています。法人にした時のメリット・デメリットを教えてくださいいただけますか。なお、売上は1千万円前後です。

A 今の確定申告時にはお尋ねのように多くの個人事業主の方が悩まれているようです。大きくは税金・信用・業容の拡大で違いがあると思われまます。それでは少し細かく見ていきたいと思います。

中小企業
診断士による
経営
Q&A

①税の違いについて

個人事業の場合には、事業で儲けた所得に対して所得税

法人のメリット・デメリット

課せられます。法人税は税率が一定で、所得800万円以下の場合には税率15%で、それを超える場合には、超えた額につき、一律23.9%(2015年4月1日以降開始事業年度)の法人税が課せられます。したがって、法人にした時のメリットとして、また、業容を大きくし人材

確保することができます(12月31日で使用立登記時で20万円前後)がなくてはなりません。所得が赤字であっても法人住民税・法人県民税の均等割負担が毎期生じる(7万円以上)こと。社会保険への加入が義務付けられ、保険料負担が生じるといったことがあげられます。

が課せられます。所得税は、その額に応じて割合が増える累進課税制度を採用しているため、所得が増えるほど、納付すべき所得税も大きくなります。税率は5〜45%です。

は、事業規模が拡大し、所得が増加すれば個人事業主よりも税負担が軽くなる(ことがあります)。

確保する場合には法人である方が確保しやすいケースが多いようです。さらに、マイナンバーが本格運用されると法人

「質問にありますように売上1千万円前後の個人商店の場合、単に税金の負担だけでなく将来の事業計画や目標に応じて検討することをおすすめします。」

(中小企業診断士・公認会計士 新江明)

一方、法人にした場合には、同様に所得に対して法人税が

法人にした時のメリットとして、決算日を自由に決め

一方、デメリットとしては、設立・解散時に登記などの費用も生まれていることです。

問い合わせは、一般社団法人埼玉県中小企業診断協会 (048-762-3305)へ。

埼玉経済